

新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒の登校について (作成：直江津東中学校区)

様々な場合があるので、保健所の指示を優先してください。ここでは原則的なことをお伝えします

1 お子さんの同居する家族等が感染の疑いで検査を受ける場合

○ その方の検査結果が出るまで出席停止となります。

検査結果が「陽性」だった場合

検査結果が「陰性」だった場合

その方が「自宅療養」する場合

その方が「病院等自宅以外で療養」する場合

- 保健所がお子さんを濃厚接触者に特定します。
- 陽性反応の出た方が療養解除になった日から、さらに2週間の経過観察のため出席停止となります。
- 経過観察期間終了後、家族等全員に特別な症状がなければ、登校できます。

- その方が自宅を離れた日から2週間は、濃厚接触者として出席停止となります。
- 保健所から指示された期間(2週間程度)が終了し、家族等全員に特別な症状がなければ、登校できます。

- その方が濃厚接触者であってもそうでなくても、家族等全員に特別な症状がなければ、登校できます。

2 お子さん本人が検査を受ける場合

○ お子さんの検査結果が出るまで出席停止となります。

検査結果が「陽性」だった場合

検査結果が「陰性」だった場合

濃厚接触者に特定された場合

濃厚接触者に特定されなかった場合

- 保健所により療養解除となるまで、出席停止です。
- 療養解除後、家族等全員に特別な症状がなければ、療養解除届(保護者記入)をもって登校できます。

- 保健所から指示された期間(2週間程度)は、出席停止となります。
- その期間終了後、家族等全員に特別な症状がなければ、登校できます。

- 家族等全員に特別な症状がなければ、登校できます。